

## 統計調査における民間事業者の活用に関する懇談会（第1回）

1 日 時 平成20年9月5日（金） 14時00分から16時00分

2 場 所 総務省統計局 3階第1会議室

3 出席者

構成員：吉澤正座長、舟岡史雄座長代理、今泉典彦委員、大橋豊彦委員、土屋隆裕委員

総務省：吉崎賢介統計調査部長、飯島信也総務課長、杉山茂調査企画課長

4 議 題

- (1) 懇談会の運営について
- (2) 民間開放の取組状況等について
- (3) 今後の民間事業者の活用について
- (4) その他

5 配布資料

資料1 統計調査における民間事業者の活用に関する懇談会の開催について

資料2 「統計調査における民間事業者の活用に関する懇談会」運営要領（案）

資料3 所管統計調査における民間開放の取組状況について

資料4 「公共サービス改革基本方針」等に基づく統計調査の民間開放についての検討状況  
（総務省関係）

資料5 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の策定作業における統計調査の民間事業者の活用についての検討状況

資料6 統計局所管の統計調査における今後の民間事業者の活用について

参考1 平成21年度経済センサス - 基礎調査の概要

参考2 平成21年全国消費実態調査の概要（案）

参考3 経常3調査共通のコールセンター設置について

参考4 民間開放（活用）に関する今後の予定（未定稿）

参考5 統計委員会基本計画部会第4ワーキンググループ報告書（抜粋）

参考6 統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会における検討状況（未定稿）

## 6 議事録

午後2時00分 開会

（開会、構成員及び総務省側出席者の紹介）

杉山調査企画課長 懇談会の開催に当たりまして、初回ということもありますので、統計調査部長からごあいさつを申し上げます。

吉崎統計調査部長 統計調査部長の吉崎でございます。4月にこのポストに就いてもう長くなりますが、今回この懇談会の初めての会合ということですので、一言ごあいさつさせていただきます。

今日は非常に暑い中をお集まりいただきありがとうございました。昨年、「統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会」という形で、ここにおられる先生方にお集まりいただき、ご意見をいただきながら我々の取り組みを進めてきたところでございます。今回、昨年お願いした先生方にほぼ集まっていたいただき、こういう新しい形で懇談会を開催させていただくことになりました。この度は単に民間開放というだけではなくて、民間活用という形で若干ウイングを広げて、検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、昨年皆さま方にもご説明し、また、皆さま方もいろいろなお立場でご検討いただいているわけですが、統計局といたしましては閣議決定等に基づき、統計調査の民間開放への取り組みを進めてきております。ご案内のように、既に国直轄の指定統計調査である科学技術研究調査につきましては、調査実施に関わる分野につきまして、包括的な民間委託を進めております。

また、地方経由で実施している指定統計につきましても、調査員による調査票の配布、収集等の業務、地方団体で包括的に民間委託できるようにするための環境整備も順次行ってきたところでございます。

このような形で鋭意取組を進めてきたところでございますが、地域単位の民間開放につきましては、調査の質を確保しつつ調査を実施するということにつきまして、なかなか正直なところ民間事業者の確保が十分できていないということもあり、また、実際、なかなか地方団体の

立場としても難しいという部分もございまして、実際に実施する事例はほとんど出てきていないという状況にあります。

ご案内のように国民のプライバシー意識の高まりや、生活様式の形態の変化に伴い、統計の調査環境というものがますます厳しくなっている中で、こういった形で民間の力を引き出しながら統計調査を進めていくか、なお考えていく必要があると思っております。

こういった現状及び統計委員会での審議を踏まえまして、今回、民間開放にとどまらず、民間事業者の活用ということを含めまして、どのように進めていけばいいのかご意見をいただきたいと思っております。

既に統計委員会の基本計画部会の第4ワーキングで、民間事業者の活用の在り方といたしまして基本的な考え方が示されております。民間事業者の活用の目的として、民間事業者の創意工夫を取り入れることによる「統計の品質の維持・向上」、あるいは、「統計調査業務の減量・効率化等」ということがうたわれておりますので、こういう目的意識の下で、今回、今後の民間事業者の活用につきましてお知恵を拝借したいということでございますので、よろしくお願いいたします。

杉山調査企画課長 続きまして、座長の互選に入りたいと思います。本懇談会には座長を置きますが、座長は構成員の互選ということになっております。どなたか座長をご推薦いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大橋構成員、お願いいたします。

大橋構成員 座長については、昨年もこの懇談会とほぼ同様な懇談会の座長をおやりになりました吉澤先生にやっていただいたらいかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

杉山調査企画課長 それではご異議がございませんようですので、吉澤構成員に座長をお願いしたいと思います。それでは座長席の方をお願いいたします。

それでは、これからの議事は座長をお願いしたいと思いますので、吉澤座長、今後はよろしく申し上げます。

吉澤座長 ただ今座長ということで選出されました吉澤でございます。よろしくお願いいたします。こういう問題は今後の統計についても重要な問題なので、皆さまからいろいろ良い意見をいただいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは早速議題に入らせていただきます。本日の議題の第1は、懇談会の運営についてであります。これにつきまして資料1及び資料2がありますので、事務局から説明をお願いいた

します。

杉山調査企画課長 それでは、これにつきまして、私から説明いたします。

まずお手元の資料1をご覧ください。「統計調査における民間事業者の活用に関する懇談会の開催について」ということで、今年8月6日に当課で決めたものでございます。1番目にあるとおり、開催の目的としましては、これまでの民間開放にとどまらず、統計局が所管します統計調査における民間事業者の活用につきまして、統計委員会における審議、あるいは、官民競争入札等監理委員会における民間開放に関しての審議などを踏まえながら、専門的な知見を活用しつつ、具体的な施策に関する検討を行うといったことを目的としているものです。

検討事項としまして、基本的に前身の懇談会と同様の考え方なのですが、統計局が所管しております個々の統計調査におけます民間事業者の活用に関する施策についてご議論いただきたいということでございます。

構成員は、冒頭、ご紹介したとおりです。

4番目に開催期間とありますが、今回第1回を開きまして、来年の3月までに数回程度開催ということで、回数は多くないと考えています。

最後に、本懇談会の庶務につきましては、調査企画課が行います。

続きまして資料2をご覧ください。運営要領を掲げてあります。まず、座長の位置付けですが、この懇談会を主宰するということです。それから2番目に行きまして、座長代理です。この懇談会には座長代理を置くことができるということで、これは座長が指名するということにしております。3番目にありますように、座長代理は座長を補佐して、座長不在の場合には、その職務を行うということであります。4番目は関係者の出席ということで、座長が、必要があると認めるときは、関係者に懇談会への出席を求め、意見を聴くことができるということです。5番目が議事の公開ということで、懇談会そのものは公開しませんが、配布資料は懇談会終了後に公表いたします。懇談会における議事の概要について事務局で取りまとめ、速やかにそのホームページで公開するとともに、議事録につきましては、構成員の了解を得た上で、ホームページ上で公開するというようにしております。その他につきましては、懇談会の運営、その他の懇談会に関し必要な事項は座長が定めるということになっております。

この運営要領は「案」が付いていますので、この場でお決めいただくということでございます。私の説明は以上です。

吉澤座長 ありがとうございます。この資料2について、運営要領の案を認めるということですが、何かご意見はございますか。

大橋構成員 議事録は発言者の名前も明記されるのですか。

杉山調査企画課長 基本的にはそのようになっております。

大橋構成員 そうですか。

杉山調査企画課長 前回の懇談会もホームページをご覧いただければ分かりますが、名前付きで出ております。

大橋構成員 今回もそれと同じようにするということですか。

杉山調査企画課長 そこはご要望等があれば、それに従って対応いたしますが、基本的には前回と同じようにと考えてございます。

吉澤座長 よろしいですか、先生。

大橋構成員 私は発言者の名前を出すべきだと思っておりますので、前と同じで結構だと思います。

吉澤座長 はい、それではそのように。それでは特になければ、この運営要領については、資料2のとおりに決めさせていただきます。

この要領にあるとおり、本懇談会には、「座長を補佐し、不在のときにその職務を行う」者として座長代理を置くことができるとされています。これについてですが、統計に造詣の深い舟岡先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

舟岡座長代理 はい、了解いたしました。よろしくお願いいたします。

吉澤座長 ほかの委員の方、よろしいですか。ありがとうございます。それでは、舟岡構成員に座長代理をお願いしたいと思います。

それでは、次の議題に入ります。この懇談会は人の名前を呼ぶときに、「構成員」と呼ぶのですね。これは委員会ではないから委員ではない。それで懇談会だから構成員というような形になるのですが、構成員というのは何か奇妙な感じですので、舟岡さんでも、舟岡先生でもいいのでしょうか、この議事録上はちゃんと構成員に直しておくということでもいいと思います。

それでは、続きまして議題2ですが、民間開放の取り組み状況等について、資料の3から5に基づいて、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料3、資料4に基づき、民間開放のこれまでの取組状況につきましてご説明させていただきます。

まず資料3、これは統計局におけるこれまでの取組状況。資料4は、内閣府にあります官民競争入札等監理委員会におけるこれまでの取組状況。あと、資料5は、統計委員会におけるこれまでの取組状況をまとめております。

それでは最初に資料3、統計局の取組状況についてご説明させていただきます。まず、所管統計調査における民間開放の取組状況についてです。

まず1番目ですが、「所管統計調査について」ということで、統計局において所管している調査についてまとめてあります。

(1)国直轄の調査、(2)地方経由調査と分けてあります。この地方経由調査につきましては、その下の(注5)にありますように、調査の実施(調査票の配布、収集、審査等。以下、「実査」という)に関する業務について、法定受託事務として地方公共団体を経由して実施しているものであります。

まず国直轄の調査については、毎年実施しているもの、それから、毎月実施しているものの二つがあります。まず、毎年実施しているものとして、科学技術研究調査につきましては、19年から民間開放を行っております。19年度は単年度ですが、20年度につきましては、3年間の複数年契約で実施しております。毎月実施している調査につきましては、家計消費状況調査、サービス産業動向調査の2本があります。こちらも複数年契約で実施しているものです。科学技術研究調査は指定統計ですが、この2調査については承認統計です。

次に、地方経由調査については、5年周期のもの、四半期のもの、毎月のもの、三つの区分に分けられます。5年周期のものにつきましては、まず国勢調査、それから、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、社会生活基本調査、全国物価統計調査、全国消費実態調査。これらは5年周期で行われているものです。また、新しく実施されるものとしまして、経済センサス - 基礎調査、経済センサス - 活動調査を取り組むことになっております。この調査の実施に当たり、事業所・企業統計調査、及び、サービス業基本調査が統合される形で廃止されることになっております。

四半期の調査といたしまして、個人企業経済調査があります。

毎月の調査といたしまして、労働力調査、小売物価統計調査、家計調査の、いわゆる経常3調査といわれるものがあります。これらが統計局の所管統計調査です。

次に、「民間開放の実施状況」。これまで取り組んできました実施状況につきましてご説明させていただきます。

これまで公共サービス改革基本方針、これは改定版としましては、直近では19年12月に改定されたものがあります。18年10月に決定した「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」等に基づきまして民間開放に係る取り組みを実施しているところです。

まず先ほどご説明いたしました国直轄の調査ですが、科学技術研究調査につきましては、平

成 19 年度に初めて実査に関する業務を民間開放して行いました。これは公共サービス改革法を適用したものです。20 年度以降については、複数年度契約で引き続き民間開放を実施しています。

次に、家計消費状況調査につきましては、平成 13 年 10 月の調査開始当初から実査に関する業務等を民間開放しています。その後平成 17 年に、民間調査員による不正行為が判明し、これを契機にその時点で委託先を変更した経緯があります。

この辺を踏まえ、いろいろな意味で民間事業者に対する入札上の見直しを行いまして、平成 20 年度以降は新たな形として、引き続き複数年契約を実施しているところです。

サービス産業動向調査につきましては、今年の 7 月から開始しております。この調査につきましても、当初から実査に係る業務につきまして複数年契約で民間開放を実施しております。

続きまして、地方経由調査については、これまで地方公共団体における民間開放の取り組みを可能とするために、政省令の改正等による環境整備を実施してきたところであります。こちらにつきましては、それぞれ地域単位で民間開放に取り組んでいくという形になっております。18 年度に環境整備を実施したものといたしましては、平成 19 年の就業構造基本調査、同じく 19 年の全国物価統計調査の 2 調査。それから、19 年度には、20 年の住宅土地統計調査と個人企業経済調査につきまして、それぞれ環境整備を実施したところです。

まず、18 年度に環境整備を行いました 19 年就業構造基本調査、それから全国物価統計調査についてですが、就業構造基本調査につきましては、福井県越前市が民間開放を実施したところです。全国物価統計調査につきましては、実施した市町村はなかったという状況です。越前市の実施状況につきましては、その下の記述のとおりです。

実施概要については、委託先につきましてはサーベイリサーチセンター。こちらは総合評価一般競争入札方式で入札を行っております。契約期間につきましては 19 年 8 月 1 日から 11 月 30 日までということであり、対象業務につきましては、実査にかかわる業務といった契約内容になっております。

こちらの民間事業者の業務体制ということですが、その内訳につきましては、正社員が 7 名と調査員が 27 名という業務体制を組んでおります。それから、この調査を実施するに当たって、市からの支援措置として、作業スペースの貸与。会議室のような事務室の貸与を受けているということ、調査困難世帯への同行を行うこと、世帯への広報を市の方で支援を行っております。

実施結果につきましては、下の表になります。鯖江市につきましては、一般の官側の調査の

流れで実施したもので、越前市のものと比較のために掲載したものです。

それぞれの回収率について見ていきますと、越前市では93.6%。鯖江市では93.4%ということで、回収率についてはさほど差がなかったという状況になっています。

次に、記入状況についての比較ですが、まず市へ提出した段階での記入状況の確認として、越前市においては17.3%、鯖江市については14.3%の記入不備率となっています。鯖江市につきましては、越前市と調査票の総数を比較しますとだいぶ少なくなっていますが、これは全部を検証しきれなかったものですから全体の中から抽出した一部の調査票について検証したのになっています。そういったような形で、記入不備率については、越前市の方が若干高めになっているということです。これは市提出時です。それから、県提出時の状況について比較いたしますと、越前市では16.1%、鯖江市では12.1%、越前市の方が若干高めになっています。

次に、受託事業者における所要経費についても見ております。まず市直轄の場合といたしまして、これは委託費交付額が286万8000円となっています、民間事業者の落札した価格は267万7500円。差し引き19万500円が経費節減効果という形になっています。

参考として記述してありますが、受託事業者が越前市に報告した実際にかかった経費の概要ですが、実際直接に要した経費が500万円、社員の人件費として415万6000円、トータル915万6000円。当初の落札価格に比べますと、大体3倍程度の経費を要しているという結果になっています。

業務負担につきましては、越前市の報告によると、民間開放により市の職員の業務負担は全体として軽減されているという評価でした。軽減された主な業務につきましては、調査票の審査業務、逆に増えた業務といたしましては、民間事業者の入札等の関係の事務という報告がされております。

続きまして、20年住宅・土地統計調査、個人企業経済調査に係る実施状況です。こちらの2調査につきましては、平成18年度に実施した環境整備の経験を踏まえまして以下の取り組みを行ってきました。

まず地域ブロック別会議等の場におきまして、随時、地方公共団体との意見交換を行っております。それから、民間事業者から両調査の民間開放に係る意見を聴取し、その内容を地方公共団体へ情報提供を行ってきたところです。

それに合わせまして地方公共団体からの要請に対応するために、環境整備に係る措置を前年度より2カ月前倒しで実施いたしました。また、仕様書のモデル例、委託費の取り扱いの手引き等の実務上の必要な情報を適宜地方公共団体に対して提示してきたところです。



ただし、この2調査につきましては、現時点においていずれの地方公共団体からも実施の意向を表明するには至っていないという状況になっております。

これらの状況を踏まえまして、まず1点目ですが、越前市における民間開放の実施結果につきましては、一定の条件が整えば質の確保を図りつつ、実施自治体における業務負担の軽減に寄与することが考えられるのではないかと評価しております。

2点目として、別な面ですけれども、越前市における受託事業者の所要経費、それから、民間事業者の実査の状況などを見まして、同種の調査においては今後とも調査の質を確保しつつ、民間事業者の受託可能性を確実に見込むことができる状況にあるとは言い難いと思われれます。

3点目として、国において環境整備の早期化等の措置を講じた結果、20年住宅・土地統計調査、それから、個人企業経済調査につきましては、ある程度初期の段階では、地方公共団体には可能性を検討したところもありましたが、現時点においては実施まで至っていないといったような状況になっています。

そのような状況について地方公共団体から意見を聞いています。その背景といたしまして、民間事業者の確保には不確実さが伴う一方で、入札においては不落等が生じた場合の対応がなかなか難しいのではないかと。また、業務効率化の効果も、実施に要する労力として一部相殺されるのではないかとといったようなことが考えられると思います。

最後に、地方公共団体および統計調査結果の利用者側としての意見も聴取しています。

まず、地方公共団体側の意見といたしまして、民間開放の実施が統計調査の質の確保に及ぼす影響への懸念、また、業務上のメリットについていろいろ考えた場合に、なかなか測定しにくいといったような意見が出されております。

また、統計調査結果のユーザー側の意見といたしましては、労働力調査、小売物価統計調査、それから家計調査について、官民それぞれにおいて、景気判断上重要な指標となっているという点がありますので、高い精度の確保や、毎月のデータの欠落の回避等を求める声が多く見られたということで、民間開放をした場合に精度が下がってしまうと、社会的な影響も大きいといったような意味での意見が見られたところです。

統計局における取組状況につきましては以上のような状況になっています。

続きまして、資料4、「『公共サービス改革基本方針』等に基づく統計調査の民間開放についての検討状況」ということで、官民競争入札等監理委員会に関係するものです。

まずこれまでの経緯ですが、これまで閣議決定等に基づき、総務省所管の統計調査については、官民競争入札等監理委員会と連携いたしまして、調査時期が到来次第、順次民間開放を実

施することとされています。閣議決定等のそれぞれの内容につきましては、参考といたしまして点線の枠の中に三つほど挙げていますが、まず、規制改革・民間開放推進3カ年計画（18年3月に閣議決定）。それから総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画として、18年10月に総務省統計局で決定したものがああります。それから、公共サービス改革基本方針、これは平成19年12月に閣議決定された内容になっております。こちらの内容につきましては、地方公共団体における民間開放につきましては、着実な実施を可能とするような形で必要な措置を講ずるといったような形で取り組みを行うようになっております。

これらを踏まえて、平成21年度ではどのような検討を行っているのかということですが、平成21年度におきましては、平成21年経済センサス - 基礎調査と、全国消費実態調査、これらの調査の民間開放の実施に当たっての検討につきまして、現在、内閣府と詰めているところであります。

その内容につきましては、(2) になっております。

平成21年経済センサス - 基礎調査につきましては、まず6月23日に概要を説明し、8月に検討の結果ということで報告したところです。その内容につきましてご説明させていただきます。

経済センサスのように母集団フレームの提供を目的とした調査については、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度に悪影響を及ぼす恐れがあるという内容をまとめた、統計委員会の基本計画部会第4ワーキンググループの報告書で指摘された部分もあります。

それから、民間事業者の履行能力等の面で活用が可能であると考えられる国への照会業務、国および地方公共団体の調査票の発送業務等について、民間事業者を活用する旨を報告したところです。

その上で、統計調査分科会におきましては、以下のような指摘を受けているところです。

経済センサスにつきましては初めての、かつ大変重要な調査であるということで、成功するような有用な手段を考えてほしいということが、まず1点ありました。

このようなこともありまして、内閣府といたしましては、今回の経済センサスにつきましては包括的な民間委託は行わず、可能な限り民間活用を行うということであるということと理解されたところです。また、総務省においては21年の調査の実施を受けて、次回以降の調査においては積極的に民間活用を推進してもらいたいといったような形で、統計調査分科会の方から指摘を受けたところです。

それから、平成21年全国消費実態調査につきましては、以下のとおりとなっております。総

務省の方からは、民間事業者の活用をする旨を報告しています。

主なものとして3点ございます。1点目としては、単身世帯の調査といたしまして、今回新たに民間のモニター調査を活用するという方向で検討しています。2点目としては、国への照会対応業務といたしまして、こちらと同じく民間のコールセンターを活用。最後に、新しく電子調査票の作成を行うということで、家計簿を電子調査票のような形にしまして、そちらの開発を民間の専門業者に委託するというところで報告したところです。

統計調査分科会における指摘としては、報告にあった民間事業者の活用方策について、さらに内容を詰めて報告してほしいということと、法定受託事務の地域単位での民間開放の実施については、成功しやすい地域での事例を作るようなことも考えてほしいという指摘を受けています。こちらにつきましては、検討の結果、状況の報告といたしましては、全国消費実態調査の実施計画を諮問する前までの段階で検討して報告するという形で考えております。

そのほかの取組といたしまして、総務省から労働力調査・小売物価統計調査・家計調査の国への照会対応業務を包括的に民間委託するというところで、経常3調査共通のコールセンターを設置するために、21年度予算要求の作業を進めているところです。以上、官民競争入札等監理委員会に係る部分ということでご報告させていただきました。

それから、資料5につきましては、『『公的統計の整備に関する基本的な計画』の策定作業における統計調査の民間事業者の活用についての検討状況』ということで、統計委員会に係る部分に関連するものとなっております。

まず「公的統計の整備に関する基本的な計画」についてですが、平成19年5月に60年ぶりの全面改正ということで、新統計法が改正されました。新統計法の第4条に基づきまして、総務大臣からは統計委員会の意見を聴きまして基本計画の案を策定し、閣議の決定を求めなければならないとなっております。このため、平成20年1月21日付で総務大臣から、公的統計の整備に関する基本的な計画について諮問されたものです。この諮問につきましては、現在、統計委員会で答申に向けて審議が行われているところです。

この統計委員会の中に幾つか部会があり、その一つとして基本計画部会というものがあり、そこでこの基本計画を策定するということになっています。また、この基本計画部会の中は四つのワーキンググループに分かれておりまして、その中の第4ワーキングで、民間事業者の活用について審議されたところです。

2番ですけれども、その第4ワーキングの報告書のうちに民間事業者の在り方に関する部分の概要といたしまして、以下のとおりとなっております。なお、第4ワーキンググループの報

告から、民間事業者の活用の在り方の部分を抜粋したものを、参考5として添付させていただいておりますので後ほどご覧いただければと思います。その主な概要といたしましては、民間事業者の活用の在り方という点線の枠の中のとおりとなっております。

「郵送による実査」業務、「照会対応」業務等、民間事業者のノウハウやリソースが活用できる業務については、積極的に民間事業者を活用する。

国の統計調査の母集団フレームの提供を目的とした調査や、調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査に係る「調査員による実査」業務での活用については、その可能性を慎重かつ十分に検討する。

「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施プロセスの管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する。

統計の品質に係る指標および統計調査の実施プロセスの管理方法についての検討の場を設置する。

最後に、統計調査業務に関係する民間事業者の団体との意見交換等を通じて、民間事業者の履行能力の実態把握等を行い、これらの情報の共有化を図るための場を設置することなどが主な概要となっております。

これらのまとめられた報告書について、3番で今後の予定として掲げているスケジュールですが、今まで、第1ワーキンググループから第4ワーキンググループでそれぞれ報告された報告書を基にしまして、10月には大体基本計画の中間報告ということになっています。12月にはその答申、来年春には計画の閣議決定という形で、本委員会および基本計画部会で審議が行われる予定となっています。

簡単ではございますが、取り組み状況についてご説明させていただきました。以上です。

吉澤座長 はい、ありがとうございました。今の説明につきまして何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

舟岡座長代理 越前市は、今回、住宅・土地統計調査について検討の意向を表明した地方公共団体の中に含まれているのかどうかについて最初にお伺いしたい。

事務局 住宅・土地統計調査の民間開放については、越前市では検討されておりません。

舟岡座長代理 その理由について、越前市にヒアリングはされましたか。

杉山調査企画課長 当局から越前市をお呼びしてヒアリングをしております。ヒアリングは就業構造基本調査について、最終的にどういう評価をしたかという形になっています。

舟岡座長代理 それは聞いています。今回、既に民間事業者を活用した経験とノウハウが蓄

積した段階で、さらに、民間事業者を住宅・土地統計調査に活用しようとの意向が検討段階であっても表明されなかった理由を、ヒアリングをされた方がよいのではないかと思ってお伺いした次第です。

杉山調査企画課長 就業構造基本調査の結果越前市の意向として、今後は部分委託を模索していきたいというのが出てきました。恐らく住宅・土地統計調査で包括的な委託をしたくないと、表明されたと理解しております。

舟岡座長代理 就業構造基本調査と住宅・土地では調査対象の規模が違います。そのことによる影響なのか、それとも、同じような調査規模であっても前回の経験から効率化につながらなかったという判断なのか。そのほかいろいろな判断があったかと思いますが、そこについて、せっかくの貴重な機会ですので、情報は十分収集して蓄積されておいた方がよろしいのではないかと思ってお伺いした次第です。

杉山調査企画課長 分かりました。その点は、一応各地方団体のヒアリングはかけているのですが、再度整理して蓄積していきたいと思います。

吉澤座長 よろしいでしょうか。

舟岡座長代理 それと別の点で、私から最初によろしいでしょうか。資料4についてですが、全国消費実態調査において、アの単身世帯調査については民間のモニター調査、ウの電子調査票の作成については民間の専門業者となっていますが、その活用の仕方についてどのようなことを現段階でお考えなのか、まだ最終的に確定していないかもしれませんが、分かる範囲で教えていただけたらと思います。

杉山調査企画課長 これは、消費統計課の担当補佐がご説明します。

事務局 まず単身世帯の民間のモニター調査ですが、若年単身世帯の調査票がなかなか調査員調査で採れないという現状ですので、モニターを抱えている民間事業者のモニターさんを調査対象にするということです。特に調査員調査では採りにくい若中年、60歳未満の単身者全国1600世帯を調査対象にして、単身調査を行うという計画です。

次に、電子調査票の作成は、政府統計共同利用システムを使った調査票で、就業構造基本調査や住宅・土地統計調査でもPDFの調査票を使っていますが、それと併せてエクセルで作った家計簿、そのほかにも調査票が4種類ほどありますので、それらを電子化した調査票を使い、希望者には、その電子調査票で回答してもらおうということで、流れとしては、先の2調査と同じですが、3カ月間という期間がありますので、その辺は複雑になっているというところです。

舟岡座長代理 今の件に絡んでですが、このモニターを民間事業者が抱えているケースとし

ては、インターネット調査等でモニターを大量に抱えています、それも対象に含めてですか。例えば、単身世帯調査をインターネット調査等で実施することまで含めているのかどうかという点が1点。

それから、民間で、家計簿を有償・無償で提供している業者がたくさんあります。その専門業者の家計簿を活用している世帯等があった場合は、使い慣れた家計簿からそのまま移管することができれば、客体にとっては非常に手間がかからないですし、各家計簿を作成し提供している業者にとっても、ノウハウがそれぞれの家計簿に盛り込まれているはずですので、その活用もできればよいのではないかと思います。民間の専門業者を選定する際には、特定の業者というよりも、資料5にもありますが、統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換を通じて、業界団体はないと思いますが、複数の業者からのノウハウを公倍数的にうまく取り込むような、そんな仕組みが採られる必要があると思うのですが、そういう業者選定の仕組みになっているのかどうか、以上2点についてお伺いします。

事務局 1点目のインターネット調査でやるかという話ですが、それはしません。

舟岡座長代理 そうですか。

事務局 単身モニターについては紙の調査票を使って行いますので、ほかの全国消費実態調査、2人以上の世帯等に調査員が行う調査票と全く同じものをモニターに書かせ、オンライン調査はしないということです。

2点目の家計簿ソフトの利用ですが、これは何か家計簿ソフトで独自の機能で中を分けたりとか、そういった機能が付いていたり、あとはグラフができたりとか、家計簿診断とか、そういったところがあると、紙の調査票のデータと比較して何か偏りというか、節約効果といったもので出てしまうと困ります。ですから、紙の家計簿調査と家計簿と同じような状況で書けるように、あえてあまり家計簿ソフトの機能が付いたような電子調査票は作らないという方向で考えております。

吉澤座長 よろしいですか、舟岡先生。

舟岡座長代理 はい。

吉澤座長 では、ご質問等がありましたらどうぞ。

土屋構成員 今のモニター調査に関連してなのですが、このモニター調査を実際にやる前に試験調査のようなことをされているのかということ、それから、モニターになる人というのは少し偏っているのではないのかという恐れがあるのではないかと思います。そのようなことに対してどういう対処法を考えられているのか、以上2点お伺いします。

事務局 20年2月に1カ月間、試験調査を行いました。首都圏の15歳から35歳未満の単身者に限ったものですが、約200世帯に家計簿を1カ月間付けてもらいました。その結果を見ますと、家計調査でも単身世帯をやっているのですが、同地域の結果と比較したところ、若干、支出が高めではありましたが、合致するという結果が出ました。若干、女性の方が少し高めに出た傾向がありましたが、家計調査のうち、寮・寄宿舎といった特殊な世帯を除いた結果と比較しますと、ほぼ合っているという結果が出ましたので、モニター調査の導入に踏み切ろうという判断です。

土屋構成員 それに関連していますが、何か大きな偏りみたいなのが予想されるのではないのでしょうか。

事務局 意識的な偏りはありません。

土屋構成員 いえ、属性といったところでの偏りはありませんか。

事務局 年齢などの属性は、家計の本体と同じように割り当て法を使ったので、当然のことながら、母集団の分布にそっくり合致していますし、職業等も大体同じといったところでした。

飯島総務課長 よろしいですか。なかなか従来の全国消費者実態調査の方法で単身世帯の把握が非常に難しい状況にあります。寮・寄宿舎のところは別サンプルで特別に確保して調査してはいるのですが、逆にその寮・寄宿舎では住居費とか食費といったものを中心に若干偏りもあるのではないかとということもございます。もちろんランダムサンプリングで採るとというのが基本ですし、それが理想ではあるのですが、それだけではどうしても精度のいいデータが採れないということで、一部試行的に導入をしてみようという趣旨です。できるだけサンプルには偏りがないような工夫をしながら調査をしたいということで準備をしております。

土屋構成員 そうしますと、モニターは業者によって代表的なモニターをきちんと抱えられている業者と、そうではない業者とあり得るのではないかと想像するのです。そうすると、入札をするときに何かそういったものを評価できる基準をきちんと入れるような評価基準を考えられた方がいいのではないかと思います。

事務局 今後の検討だと思いますが、そういう基準を入れることを考えます。

吉澤座長 よろしいですか。民間のモニターを調査に活用ということに関しては、従来法に比べて質が確保できるかということに関して、どう評価するかという辺りが難しいですけども、よくデータを採って、分析しておく必要があるということですね。

舟岡座長代理 インターネット調査ですと、民間事業者で数十万を超えるモニターを抱えているところが幾つかあります。そのモニターにもとづく調査結果ですと、かなりの数を集め

れば、ある程度正確な、偏りがない調査結果が得られていまして、要はモニターの数なのかと思います。あまり少ないと標本選定の偏りが直接現れますので、そこについての評価は十分慎重に行うべきであると思います。

家計簿についてですが、先ほどのお答えですと、従来の紙媒体の全国消費実態調査家計収支表をそのまま電子化するというのですが、それでは意味がないのではないかと思います。先ほど、電子化して節約効果が働くと困るということをおっしゃいましたが、何も電子化しなくても家計調査においても、家計簿を付けるようになると月を追うごとに節約的になるという結果を聞いたこともあります。せっかく電子化するなら電子化することのメリットを生かすような方向で電子調査票を設計された方が良いと思いますし、その出来上がった家計簿ソフトは、全国消費実態調査や将来的には家計調査の客体まで含めるにとどまらず、家計簿を電子的に記入したいとの希望をもつ人たちに無償で広汎に提供することも考えた方がよいのではないかと思います。

政府の作成した家計簿ソフトを無償で提供して、それを活用する人がどんどん増えてくれば、家計調査とか全国消費実態調査の受け手が潜在的に増えるのではないかと思います。そういうことまで視野に入れて電子調査票の作成を考えられた方が良いのではと思います。何か紙による調査票をそのまま電子化するというのはあまりに知恵がなさすぎるという気がするのです。

事務局 よく紙の調査票でも世帯に結果を還元してほしい、家計簿診断とかそういったものをしてほしい、それによって節約であったり、もっとさらに自分のデータが活用できたりするのでという意見もあるのですが、そこをあえて紙の調査票と同じ記入をしてもらいます。今回は初めてのことで、そういう形で作成すること考えております。

吉澤座長 今回はね。はい、よろしいですか。

舟岡座長代理 はい。

吉澤座長 今の話は、全国消費実態調査の単身世帯調査で民間のモニター調査を使うということで、今後、一般的な民間の活用の中でモニター調査を別の調査や何かほかのことに使うというような話も出るかもしれないですね。これはまた後の話だけれども、最初の試みとしてこういう民間のモニター調査をほかの調査でも同じようなモニターを使うときにはどんな問題があるかとかいうのも参考になると思います。この全国消費実態調査でのモニターの使い方や、前に行われた試験調査以来、モニター調査というものをどう評価をして活用していくかという情報も重要だと思うのです。その辺、その他のところでも参考になるようにうまく整理しておいていただけるといいのではないかと思います。



ほかの構成員の方よろしいですか。どうぞ。

大橋構成員 資料3の3ページの、越前市における就業構造基本調査で受託事業者が実際に使用した経費が915万6000円になっていて、これは落札価格に比べると3.5倍ぐらいの非常に乖離があるわけですけども、これはどう考えればいいのか。つまり、事業者が本来必要な経費について自分で負担した結果として915万6000円になっている。落札価格、別な言葉で言えば、委託費の交付額、これは鯖江の方ですか、市直轄の場合には286万8000円だというのは、

杉山調査企画課長 これは通常、越前市に交付された交付額です。

大橋構成員 越前市が市直轄で調査した場合の委託費の交付額の上限額が286万円だと解釈していいのですか。

杉山調査企画課長 そうです。

大橋構成員 そうすると、その上限額の範囲内、予定価格の範囲内で落札したのですが、受託事業者が要した経費、915万円というのが、ある意味で当然かかる経費まで込みで計算した額が915万円だったとすれば、それはもともとこの委託費交付額というのがどこかおかしいのではないかと思うのです。

こういうのが実態であるならば、誰も民間開放に手を挙げないですよ。

杉山調査企画課長 これはサーベイリサーチが統計委員会の第4ワーキングで事情を説明されているのですが、社内の指示で、「いくらお金がかかってもいいからとにかくやってくれということで、ほとんど採算を度外視して対応した」ということをおっしゃっています。そういう意味では、標準的な経費としてこれを見るのは適切ではないと考えます。

舟岡座長代理 サーベイリサーチは、以前も受託していますね。以前も大幅な赤字を出していますから、当然今回落札しても大幅な赤字になることは予想していたと思うのですが、それにもかかわらず落札したのは、何らかのメリットがあるからだと思います。

一つは、こういう実績を積み重ねることで調査事業者としてのランクが上がるのでしょうかね。それと、国の統計調査を受託したということで、ほかの民間企業等からの受託において箔が付くということなののでしょうか。そのほかにも幾つかメリットがあるのかもしれませんが。

そうすると、そういうメリットが失われたときに、サーベイリサーチは今後手を挙げないのではないしょうか。それについては何かヒアリングされましたか。

大橋構成員 それと関連して、915万円というのは、確かにある意味で最初の民間開放による統計調査をやったという権威付けのようなところで、サーベイリサーチが手を挙げたという部分もあるかもしれないですが、普通に調査をした場合でも、やはり915万円近くかかるのか

どうかチェックをしてほしいと思うのです。

具体的にいえば、委託費交付額の積算基礎となっているものと、実際にサーベイリサーチが支出した額との差額はどこに一番多く出てきたのか。ただ単にサーベイリサーチが、ある意味では最初の統計調査の民間開放は「うちがやったのだ」という名誉のためにだけに出しているお金ではないと思うのです。必要な部分があるから出しているわけで、むしろ、委託費交付額の方がおかしいという部分がないのかどうかというチェックをすべきだと思うのです。そうでなければ、ここまで差がるならば、絶対民間は手を挙げないですよ、これから。最初は確かに舟岡先生がおっしゃるように、最初の調査だからそれを落札することによって調査業者としては箔が付くかもしれないけれども、次以降受託したらこんなに足が出るということになったら、誰も手を挙げないです。やはりそれなりの積算をして委託費交付額というのを定めるべきだと思いますね。

舟岡座長代理 ちょうど2年前、本当にかかった費用の明細を出してもらったらどうかと私が提案したら、「そんなもの、民間業者が秘密事項だから出すはずがない」と、竹内委員長からしりぞけられた覚えがあるのですが。

大橋構成員 企業秘密みたいなのところもあるかもしれないけれども、聞いてみたらいいと思うのですよ。

今泉構成員 以前配られた資料にあったかと思いますが、部長級の方が1人1日当たり5万円×何十日分の人件費がかかっており、5～6人の方の分が全部足されていて、直接経費500万円に加えて人件費が約400万円かかるというものでした。日当5万円の部長クラスの方が何十日間働いているが、その調査だけを専門にやっているわけではないという話が確かあったように思うのですが。

これでは他の事業者が怖じ気づくのではないのでしょうか。他の事業者の参入意欲を明らかに阻害するし、仮にこのような安値競争とでもいいますか、複数年度の採算割れが続くというのは現実的には考えにくいと思います。そう考えますと、結果的に健全な参入意欲、競争原理が働いてという当初の目的からどんどん懸け離れていくような気がしますので、その915万円というコストについてはしっかり分析することがベースになればならないと思います。

舟岡座長代理 調査業者について、Aランク、Bランク、Cランクでしたか、一定の条件を踏まえたランク付けがありますよね。サーベイリサーチは、今回越前市で受託したことでランクは上にシフトしたのですか。それとも、さらに受託しないとランクアップしないのですか。

事務局 すみません。その辺りについては、ちょっと分からないのですけれども、ただ、先

ほど大橋先生のおっしゃられた価格がだいぶかかったというところの要因としましては、越前市にこの社の支社といった拠点がなく、東京から何回も部長クラスの人たちが往復しているという部分で、その間接費で大体400万円ぐらいかかっているという状況になっています。

それから、正社員が越前市にしばらくの間常駐するというので、そこに滞在したので、その費用もかかっていること、それからやはり社員の出張お願い費というか、そういったものもかかっていること、大体それで420万円ぐらいはかかっている形になっています。

そこら辺の辺りを差し引きしますと、それでも2倍くらいということ。そうすると、民間で調査をすればそれくらいかかるのではないかという感じがしないではないのですが、確かに、先ほど舟岡先生が科学技術研究調査のことをおっしゃられたとおりサーベイリサーチセンターは、科学技術研究調査においてもやはり、回収率の関係もあってなのですが、努力の結果、回収率はだいたい国と同等のレベルにはなったのだけれども、それに見合うための督促に投入人員をかけたということで、科学技術研究調査でも、倍まではないですけども、やはりそれぐらい実際のコストがかかっているという結果です。

吉澤座長 よろしいでしょうか。とにかくこういう問題で民間を活用していく上では経費の算出基礎というのをきちんと合理性を持ってやっておかないと、この種のものうまく進まないでしょうし、この種の問題はいずれにしろ残るから、これからも勉強しなくてはいけないと思います。

公的機関で今までやってきたところでの経費の考え方と民間の経費にはだいぶ考え方が違うところもあるわけで、その辺、今後とも勉強すべき課題の一つであることだけは確かです。そうしないと、経費の計算基盤がおかしい状況のままだと、また変な思惑でこういうふうに応札したりなんていうのが起こるというのも良くないことです。一つの課題として常に思っておくということで、まとめていきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

それでは、また何かありましたら、戻って触れていただくことにして、続いて、議題3は今後の民間事業者の活用についてということで、資料6に基づいて事務局から説明をお願いします。

杉山調査企画課長 それでは、私のほうから説明いたします。

まず民間開放ということと、民間事業者の活用ということで、概念が錯綜していることもありますので、この資料の次のページ以降、参考資料を載せております。参考資料2枚目に、民間委託と民間開放の関係というものが図示されております。ここでまず大まかな概念をつかまえていただきたいです。

一言でいうと民間委託というものが一番広くて、その中に民間開放の概念が入る、包括的に委託するものが民間開放であるということで、ご理解いただきたいと思います。部分的に委託するような場合については民間開放とは呼ばないというのが、このページの表になっています。

次のページをご覧くださいなのですが、民間委託に民間開放が包含されて、それぞれその根拠法としては会計法令が一般法としてありまして、特別法として公共サービス改革法があります。民間開放として行われる施策のうち、特定のものは公共サービス改革法の適用対象にすることとなっています。当局の例でいえば、科学技術研究調査については、この公共サービス改革法が適用されている。しかし、例えば承認統計で実施しておりますサービス産業動向調査については、公共サービス改革法の適用は今のところないというような関係であります。

この下の部分は、政策統括官がまとめた各省申し合わせの民間委託のガイドラインとの関係を図示しているものでして、民間委託のガイドラインにおきましても、民間開放との整合を図った形で平成 19 年に改定したものをしています。ガイドラインでは民間開放の手法という言葉を使っているのですが、その中には法定受託事務でやるものや、国直轄調査でやるもの、そういった場合対象となるというような整理をしております。ということで、民間委託、民間開放の関係を表に書いた上で、民間事業者の活用という言葉、これは現在、統計委員会、基本計画部会の第 4 ワーキングの中で使われています。特に定義があるわけではないのですが、委託にしても開放にしても民間事業者を活用していくという視点がありますので、それに着目して全体をさらに包括する場合ということです。今回の私どものこの懇談会も「活用」という言葉で整理させていただくということで、それを前提にお話しさせていただきます。

資料 6 の本体に戻りまして、1 番目の「基本的な考え方」です。直近でいうと 19 年 12 月の公共サービス改革基本方針、ここに「すべての指定統計調査について引き続き民間開放する」となっておりますので、これに従って民間開放を推進いたします。

ただ、統計委員会の民間事業者の活用についてのいろいろご指摘がありまして、その中では、例えば、この のところに書いてあります 国勢調査、経済センサス、あるいは、 経常 3 調査につきましては、仮に調査結果の精度が低下したような場合には、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな悪影響が生じる恐れがあるといわれており、民間開放する場合には、慎重かつ十分に検討しなさいとなっております。これを踏まえつつ対応していきまして、端的に申し上げれば、この にある経済センサスにつきましては、これまで私どもがやってきた地域単位で包括的に民間委託をするといったことは、今回見送っております。

繰り返しになりますが、具体的なイメージとしては参考資料で後ろに付いていますが、今回

参考1として、先ほどご覧いただいたページの後に、「平成21年経済センサス - 基礎調査の概要」という紙があって、その次のページに「民間活用は下表のとおり」とあります。できるだけ活用できるところは活用していくという発想の下に、この網掛けで書かれている部分については民間事業者を活用する。端的に言えば、代表的なものとしてコールセンターによる照会対応でありますとか、調査票等の配布、あて名印刷や発送、それらに民間事業者を使います。しかし、就業構造基本調査でやったような地域単位で実査を、包括的に民間委託することはやらないという整理にしております。

このような対応につきましては、先ほど申し上げたように、官民競争入札等監理委員会においても認めていただいているというところでございます。

また戻っていただきまして、そういった新しい統計委員会の動きに関連した対応をしつつ、特別に指定された、以外のものにつきましては、従前どおりに基本的には民間開放の内容について考えていくということです。もちろんこれまでの経験、あるいは、民間事業者の実情等は十分調査しながら検討をしていきたいと考えております。

2番目に、今後の活用の方向性ということで整理させていただいております。一言で申し上げますと、柔軟な対応をしたいということです。あまりこれまでのように地域単位で全部まとめてパッケージで必ず出しますという形にはこだわらず、民間のノウハウのあるところについては、できるだけ幅広く活用していきたいと考えています。

例として挙げたのが、(1)の にありますように、まず活用範囲を拡大することについて、これは先ほど全国消費実態調査で申し上げました民間モニターです。これは民間事業者インターネットも含めてさまざまな形での事業者がおりますので、そういった事業者の力を借りることが考えられます。

それから、もう一つはジョイントベンチャー（共同企業体）の活用です。調査事業者単体で見ますと、調査員の数や、支店の数といったものに限界があり、一企業だけではなかなか国の大規模な指定統計調査の受託はできない、あるいは、指定統計調査に限らず、普通の統計を含めて大規模な調査の受託はなかなかできないという状況にあるのですが、複数の事業者が一体になれば比較的大規模なものも受託が可能であるということがありますので、それについても視野に入れて考えたいということです。

これについては、端的な例としましては、今年度から開始しておりますサービス産業動向調査です。これは月次の承認統計調査ですが、これについては日経リサーチとヤマト運輸がジョイントを組みまして受託をしているところです。郵送調査が7月から始まり、調査員調査が10

月から始まるということで、これからの動向を見ないと分からないのですけれども、どの程度のパフォーマンスかを見ながら、このような形の企業体の活用についても考えていきたいということです。

それから(2)について、「既存の施策(地域単位での民間開放)の見直し」ということ書いてあります。18年に試みを始めてから2年たつのですが、一応地方公共団体の意見などを聴きながら運用について考えているところです。今私たちが把握している範囲では、積極的に地域単位でやりたいという地方公共団体はほとんどないといっていい状態です。

そういう状況で、同じ民間開放の形にこだわっていると恐らく展望が開けないのではないかと思いますので、何かうまくいく形というのはどういうものか、ここは先程来ご指摘を受けている費用構造の話なども交えながら検証していきたいと考えています。

まず、調査員調査において民間事業者を活用する場合にどういったところに着眼していくのかといったことです。これは統計委員会の第4ワーキングで指摘されているのですが、民間事業者の調査員については、まだ十分、数や能力があるという状況にはないので、そういったところを十分把握しながら、どういう形であれば国の調査について委託することができるのか。あるいは、どういうやり方であればよいのかといったものについて引き続き見直しを図ってきたいということでございます。

ここには明示しておりませんが、公共サービス改革基本方針において、地方公共団体における民間開放を進めるという形になっております。ですけれども、私どもが実施している地方経由でやっている調査につきましては、地方にほとんどの部分を委託してはおりますが、国が直接やっている部分もあります。国への照会対応という仕事は、地方がやるのではなくて国が受けてやります。その国が受ける照会業務を民間に任せるといったことをこれまで個別、部分的にはやってきているところであります。就業構造基本調査におきましても、越前市にお願いしたような地域単位での包括的な委託とは別に、国が受ける照会対応についてはコールセンターを設けて民間にお願いしました。

今後コールセンター発想というのを少し広げて、月次でやっております経常3調査、労働力調査、家計調査、それから、小売物価統計調査について、国への照会業務をまとめて民間事業者、民間のコールセンターに委託するといったことを考えています。これは先ほどの紹介の中にもあったのですけれども、予算要求しながら実現していきたいと考えています。単独、月次の一つの調査だけだと規模が小さいこともあるので、三つの調査をまとめることによって効率化、あるいは、一つの業務の大きな固まりになるということもあり、その点、民間事業者の活

用という観点から見た場合に、一つの持っていくべき方向ではないかなと考えているところがございます。私からは以上でございます。

吉澤座長 どうもありがとうございました。では、ただ今の説明につきまして何かご意見、ご質問等ありましたら、ご自由にお願ひしたいと思います。

大橋構成員 やや感想的な話になって申し訳ないのですが、先ほどご説明のあった18年の閣議決定に関して私も少し関係していたのですが、そのときの閣議決定のポイントは、一つはすべての統計調査について民間開放しようということ。それからもう一つは、包括的に委託すること、これがポイントなのです。

それが18年の閣議決定の趣旨だったわけですが、今日のご説明をいただいて、特に統計委員会の第4ワーキンググループで今考えられている提言だと、どうも「この18年の閣議決定というのは間違いだった。だから、直さなければならない」というような意味合いも込めて提言をしているのかと思う。もし、その提言を受け入れて統計局で今後やろうとしているのであれば、その18年の閣議決定を取り消してほしいと思うのです。取り消した上で、新しい閣議決定をしないと、18年の閣議決定がそのまま生きて、生きて上でこのような、今ご説明を受けたような、統計委員会の第4ワーキンググループの提言に沿った方針で行うとなると、それは、18年の閣議決定と方向性が違う。従って、18年の閣議決定を取り消さなければ、整合性が取れないということを指摘しておきたいと思います。

杉山調査企画課長 いずれ、統計委員会で議論されていることは基本計画の形で閣議決定されます。その前提として、閣議決定の際には、既存の閣議決定との整合性を取っていきますので、そこで調整が行われると考えます。

もう一つ補足したいのは、包括的でやることは私ども常々悩んでいるところですが、経済センサスについては確かに部分的ということで部分的な委託としての説明しかできないですけれども、例えば、コールセンターの話のように、三つの調査にまたがって、それを束ねて委託するという形の包括的な民間委託といったものについても閣議決定の趣旨にかなうものと考えます。

大橋構成員 もうろ覚えになっているので間違っているかもしれないけれども、包括的ということの用語に関していろいろ議論があった時に、企画部門を除いた、統計調査のプロセスの企画以外の全部の部分を一括で委託という意味で包括的という言葉の主として使っていたと思います。

杉山調査企画課長 そこは何度も監理委員会の事務局に確認を取っているのですが、なかな

か明示的なものはないものの、包括の考え方というのは比較的柔軟にとらえられるのではないかと聞いています。要するに、民間の創意工夫が発揮できるような形で、それは考えるべきだというのが事務局から聞いている話でございます。

大橋構成員 聞かれたらいいですよ。そのときの当事者がいるはずですから。

杉山調査企画課長 その点は相談しながらやりますので、確認させていただきます。

吉澤座長 はい、そういうことで。われわれとしては、基本計画というものが一番初めて出てきて、それが前の内閣の決定に矛盾するのでは困るけれども、それは調整されるということに期待して、それで新しい計画に基づいてこの議論を進めるといふふうにはせざるを得ないということなんです。

大橋構成員 繰り返しになりますけれども、18年の閣議決定をそのまま生かしているのだったら矛盾します。

吉澤座長 はい。ほかにはいかがでしょうか。この民間事業者の活用というところで、活用といっても難しいし、たくさんあるわけではなく、この中に出てくる例もそんなに多くはない。民間事業者が持っているノウハウというものはどういうところにあるかを、もう少しとらえることができればいいと思いますが。民間の調査と国の調査の一つの違いというのは、民間調査の場合は、クライアントがいてお金をもらって調査をしていること。そのクライアントが満足するものを返さなくてはいけない。民間は割とお金のやり取りもあって明確なところはいいところかもしれないし、それがまた問題かもしれない。顧客志向的な感覚というものがあるところに出てきて、その上でその調査した結果がいかどうか、あるいは、調査のプロセスで、例えば顧客の満足ということもあるけれども、もう一つはモニター調査という形の調査があって、モニターを抱えていたならば、モニターの人たちがきちんと継続的に協力してくれるような状況を保っていかなくてはならないはずだから、そのための努力をしているわけです。そういう意味での情報の取り方などはうまいはずですよ。

だから、そういう調査をしていくプロセスとか、あるいは、後での業務評価とか、統計にかかわる統計調査の現場での様々なデータを私は「パラデータ」と言ったことがあるのだけれども、民間委託をしたときに、そこで生じるいろいろな情報というものをうまく整理していくなどということは、民間の事業者はそれなりに顧客の満足を得なくてはいけないということと、効率的にやらなくてはいけないということがあるから、実態としてそういう点でノウハウはあるのではないかと私は思うのです。

ただ、そのノウハウがどういうところにあって、それが活用できるかは、まだ分析しないと



分らないですが、逆に言えば問題点も出てくるわけです。それがまた公的統計という視点からみると逆に、顧客や何かを意識しすぎると、例えば、先ほどのモニターなどの偏りの問題のように、民間事業者が使っているモニターというものは本当に大丈夫なのかという話はあくまでもあるわけです。

だから、そういう長所、欠点はあるのを考えながらも、民間活用のいいところをもう少し見つけないと活用できないと思います。舟岡先生、どうでしょう。

舟岡座長代理 今、吉澤先生がおっしゃったことに関連してですが、調査の一連の業務のどこを民間事業者に委託するかについての流れ図の中で、ぜひ検討していただきたいのは、調査員に対して説明するとか、いろいろな調査を効果的に行う、あるいは効率的に行うための各種のノウハウを指導する部分について、民間事業者の活用を図ったほうが良いのではないかと思います。

といいますのも、現行では都道府県あるいは市町村の職員が指導していることになっていますが、彼らが統計調査業務にかかわっている期間は年を追うごとに短くなっていて、大体1年ちょっと程度と聞いています。

私も一度調査員説明会に参加して聞いたことがあるのですが、そのときはマニュアルをそのまま棒読みしていました。これでは調査員が聞きにいても眠くなるだけで、何も耳に入らない。そういう工程は、説明会のノウハウを持った民間事業者を活用して説明会を担当してもらうというようなことを考えても良いのではないのでしょうか。

これは、都道府県あるいは市町村を経由するという調査の仕組みからすると多少ずれが出てくるかもしれませんが、この部分についての民間委託についてはこれまで行っていないようなので、一度検討してもいいのかなと、吉澤先生からのお話で思いつきました。

杉山調査企画課長 今後柔軟に考えていくと申し上げていますので、幅広に検討していきたいと思います。ありがとうございます。

吉澤座長 先ほど出た、ヤマト運輸と日経リサーチのジョイントベンチャーに委託するサービス産業動向調査の調査員に、そういう調査員の教育するのは、やはり民間事業者に含んで委託し、民間で教育しているわけですよね。調査票を届けるだけだから、そんな難しいことは頼んでいないのかもしれないですが。

杉山調査企画課長 クロネコメイトと呼ばれる配達員の中から希望する者を、教育する形で受託しています。

吉澤座長 配達ですものね。

杉山企画課長 その上で、きちんと面接調査ができるような人材に育て上げるということを書いていまして、調査員の教育については日経リサーチが担当すると言っているのです。

吉澤座長 日経リサーチの方が教育するということでベンチャーになる。その中でも、教育訓練というの也被まかれてやっているケースもある。

舟岡座長代理 民間の場合はですね。

吉澤座長 民間でね。今の委託の場合は。

舟岡座長代理 それは都道府県、市町村経由の調査においても、挑戦してもいいかなという気はします。

吉崎統計調査部長 サービス産業動向調査のベンチャーも、日経リサーチの方が、いわば調査の上流が得意分野で、下流の方はヤマトの方が得意分野なのでうまく調査できるかと思いません。

吉澤座長 そうですね。

土屋構成員 前半の方と関係するのですがけれども、地方公共団体の中で民間委託に、手を挙げているところが今のところはない状況だというお話がありましたけれども、その理由はどういったことが考えられるのかということが一つ。

それから、地方ごとに民間委託するというにされた方がいいのではないかという一つの理由は、全国規模で引き受けられるところがないので、小分けにすれば引き受けるところが出てくるだろうということが一つの理由としてあったと思うのですが、実際には、全国規模の調査を、ジョイントベンチャーなどの形で引き受けるところも出てきているわけです。ですから、そういった引き受けるところがないのではないかというようなことを、今後も心配していく必要があるのかどうなのか。その辺、逆に民間の方がいろいろと考えて対応してくる可能性もあるのではないのでしょうか。

それから、越前市の場合は実際に数字が出て非常に目立ちますけれども、実際にそうやって全国規模で民間に委託した場合に、これは民間の方が負担していることになっているのかどうなのか。例えば、実際にもう家計消費情報調査とか長年やっていますけれども、民間が足を出さないでできているのか、できていないのかというようなところをどのようにお考えですか。

杉山調査企画課長 まず初めの地方公共団体がやや腰を引いてしまっているということについては、まず仮に入札不落や債務不履行になった場合を考えますと、その段階ですぐにまたそれを直轄に切り替えてやり直すということは非常に難しい状況にあり、その心配をしているようです。

また、業務の効率化といったことが実現しなければ民間委託する意味がないのですが、越前市の場合、全体の業務量として確かに3分の1ぐらい軽減されたということは言われているのですけれども、それも実際にやってみないと分からないところがありまして、そこら辺が不透明なので、慎重に考えているといったところが伺えます。

次に、2点目の全国規模のお話につきましては、確かに承認統計調査であれば、家計消費状況調査を既に平成13年から全国規模で民間委託しておりますので、民間事業者でも、承認統計であれば全国展開は可能というふうに見ています。その延長線上にサービス産業動向調査があるということでございます。

ただ、承認統計調査と指定統計調査の間には非常に大きな壁があると、われわれは見ています。限られた経費の中で非常に高い質を実現するというのはかなり難しいことで、これまで何度か試験調査、あるいは、実際、越前市でやってみたけれども、経費面で委託費をうんと下回るとか、委託費の範囲でうまく収まったという話は聞いたことがありません。個人企業経済調査の試験調査のときにもほとんどの事業者が赤字であったと聞いています。これからジョイントベンチャーがどのように育っていくかは、サービス産業動向調査の動向を見ないと分からないのですけれども、そこで極めて高い回収率を実現するとか、効率性が非常に高まっているといった結果がでた場合には、指定統計調査についても考えていかざるを得ないと思っています。しかし、本格的な調査は10月から始まっていくということで、これから2～3年ちょっと様子を見ないと分からないと思います。

土屋構成員 越前市につきましては、結局予算より相当民間の方の費用がかかったというお話でしたけれども、今、既に民間に委託しているほかの調査についても同様の状況なのか。あるいは、民間の予算の範囲内できちんと収まっているのかどうなのでしょう。

杉山調査企画課長 先ほど科学技術研究調査のお話をしましたが、こちらの場合もかなり受託事業者の持ち出しであるということです。これは実際に試験調査、例えば、住宅・土地統計調査における川崎市川崎区での試験調査の結果もやはり赤字です。委託費の範囲では収まっていなかったと聞いております。

要するに指定統計調査で非常に高い回収率を実現することについて、民間の側には実はノウハウがないのではないかと、個人的には見ています。結局、ある程度は回収率を上げるための手段や方法みたいなものを試行錯誤で探っていかないと、国の方には追い付いてこれないのかなと思います。さらに言うと、国の場合調査員のボランティア精神で成り立っているところがあります。要するに、限られた予算の中で必ず一定の回収率を実現するというのをやってい

まして、そこには民間的な感覚でいうところの採算性はほとんど度外視して動いているところがございます。そういったところが、民間にはもしかしたら追い付けないところかもしれません。それは今後の動向を見ていかないと分かりません。民間の方で実は国を上回るすばらしいビジネスモデルが出てきた場合にはそういうことはありませんし、今後の動向を見て考えたいと思います。

今泉構成員 今の論点に多少絡んでくると思いますが、第4ワーキンググループの報告書に出てくる委託契約の長期化についてです。積極的に複数年契約を推進していくということですが、確かに民間事業者、入札した業者がノウハウ、経験を蓄積していくことができる、あるいは効率化が図れるという点では非常に効果的であると思います。しかし、例えば、民間委託というか民間開放がこれから広がっていく段階で、過去に経験のあるところはいいとして、全くの初参加とか、ニューフェースの民間事業者が、かなり低い価格で競争入札に勝ち、複数年契約をいきなり取っていくというケースが出てくる可能性があると思います。

そういったケースの場合には、万が一その契約期間の間に、不落であるとか、撤退であるとか、事業が厳しくなったことで継続が厳しくなっているということで契約不履行になった場合、その後続いて入札に応じてくれるところはなかなか現れないのではないのでしょうか。万一のケースのその後の対応がスムーズにできなくなるというリスクについても対策を考えておかなければいけないのではないかと思います。

そうなる、やはり入札時点での審査や適格性のチェックというところが重要になると思います。

今回、報告書の概要に出ていますが、民間事業者の履行能力と継続的な実態把握、活用効果、PDCAの十分な検討をやるのは当然ですし、それは、総務省だけではなくて、関係省庁も今後こういうスタンスで臨んでいくときに、その結果というか、その情報をきちんとストックして、それを関係省庁できっちり共有できる場をつくっていくことが重要なのではないかと思います。

吉澤座長 はい。ご意見として、これは、何かそのほかについてありますか。

杉山調査企画課長 統計委員会の動向をこれからもフォローしつつ対応したいと思います。情報共有というのは確かに重要でありますので、これは主に政策統括官の方で仕切る事項ですが、関係府省が集まるような場でわれわれの方からも積極的に情報発信していきたいと思っております。

舟岡座長代理 民間事業者の創意工夫した点を、実施者である統計局が何らかの形で吸い上

げていると思うのですが、その知見をオープンにできるのか、それともできないのか、そこについての契約はどうなっていますか。

これについては難しい点があって、オープンにするとした途端、本当に創意工夫したノウハウ的なところは出してこなくなることが考えられます。しかし、そこについては知りたい。そして、統計調査の民間事業者活用に広く生かしたい。そのジレンマを、どうやって乗り越えていくか。ここは一つポイントかとも思いますが、なかなかいい知恵も働きませんが、いかがお考えですか。

杉山調査企画課長 越前市の場合は、サーベイリサーチは、一応自分の手の内を出してくれました。端的に言えば、官の調査では調査員が個別に書いている調査区要図の作成を、本社の方が一括で行うことで効率化を図ったところをオープンな場で話していますし、われわれに対しても話しまして、そのことについてはホームページでも出しました。今後、それをどこまで本当に本気でやってくれるかについては、確かに企業秘密などということが当然絡んできますので、おそらくこれからさまざまな民間委託が行われていく中で、会社によっては手の内を明かさないとするのは出てくると思います。それについてはマーケットリサーチ協会傘下であれば、公的統計基盤整備委員会という業界団体のようなものをつくっておりますので、その中で検討が行われると見ております。

大橋構成員 気になっていたのですけれども、私も長い間役人やっていたこともあり、ここに使われている言葉遣いで、「慎重かつ十分に検討する」が気になったのですが。通常、官庁文学の世界では、「慎重に検討する」というのは、「やらない」ということですので、そんなふうに読まれてしまう可能性もあるのではないかと、この「慎重」という言葉については慎重に扱ってほしいと思います。

もちろん統計委員会で使っているものをそのまま引用されたのだと思うのだけれども、世間の人にはやはり「慎重に検討する」となったら、「やらない」と、「やるつもりないのだな」というふうに理解されるかもしれない。そういう意味で言葉遣いを、少し気を付けられた方がいいと思います。

舟岡座長代理 サービス産業動向調査について、先ほど日経リサーチとクロネコヤマトのジョイントベンチャーで受託したということでしたが、照会業務等の審査事務については統計局内に場所を設けて、そして、例えば日経リサーチ等がそこに出張って照会業務を行い、その後、集計作業については統計センターが行うといった仕組みなのでしょうか。

事務局 集計については統計センターで行います。審査の部分までは包括的な委託というこ

とになっていますので、当然こちらに納品する際にはそれなりの検査はあるかと思えます。調査票自体はセンターの方へ送られてくるという形です。

舟岡座長代理 審査事務が包括的委託の中に入るかどうかについては、大橋先生と意見を異にするところであって微妙なところかと思えますが、少なくともサービス産業動向調査については、将来基幹統計として検討すべきという方向が統計委員会の基本計画部会の中で打ち出されていて、それくらい重要な統計です。基幹統計調査については、審査業務まで民間委託している調査、例えば、経済産業省の企業活動基本調査であれば、経済産業省内で照会業務を行うという措置を取っているようですので、サービス産業動向調査も将来基幹統計にするということであれば、段階的に検討していただいた方が良いのではと思います。委託の契約は3年間で、契約期間内に何らかの変更は無理でしょうが、この3年間で何らかの支障が出たら、3年後に基幹統計というもおぼつかない話になると、私は理解しています。

事務局 調査員による調査が10月から始まるということで、これから先調査がどのような形になっていくか見ていく必要があるかと思っています。

吉澤座長 審査といっても、いろいろな段階の審査があるので、その本当の入り口部分というか、調査票が集まった時点の、ある限られたことしか委託先ではできないです。コンピューターに入れてから後の審査などはもちろん統計センターでやらざるを得ないでしょう。

舟岡座長代理 それも民間委託なのでしょうか。

吉澤座長 いや、入っていないでしょう。

事務局 調査票はこちらに入ります。

舟岡座長代理 そうですか。

吉澤座長 入力からは統計局・統計センターで行います。あと、民間を活用することになると、先ほどの第4ワーキンググループの報告書の中にも出てくるけれども、品質の確保がきちんとできているかどうかの検証、あるいは、民間のプロセスをきちんと監理していくというようなことを見ると、その監理業務とか監査業務、検証業務というのは、委託した先に「自分でやれ」という部分もある一方で、第三者が別にやる場合も必要あるわけです。

むしろ役所の方が出掛けていって監査をやるというのができればいいけれども、そこに人手が掛けられなかったり、能力がなかったりして、そういう監査業務や検証業務を外部委託することもある。また、監査業務や検証業務に関する能力を持っているのは別の認証機関とかであるというのは今でもあります。

民間にいろいろ委託すると、それをきちんとやっているかどうかを監査したり検証したりす

る業務が増えるので、それ自身を別に委託した方が効率的だと思います。ただ、官でやらなければノウハウが蓄積できないことになる。だから、官の中にも相当能力がなければいけないけれども、やはりうまく外部も使いこなして下請的に委託するということは出てくる可能性があると思います。これは、民間開放によって新たに負う業務が多くならなければ官でやればいいのか話ですが。

一番単純なのは、例えば民間業者が、品質を確保するためのマネジメントシステムをある程度基礎ができているかどうかというのを見るのだとすると、ISO9001のようなマネジメントシステムをきちんと持っているかどうかをみればいい。しかし、それを持っているかどうか、国際規格に適合しているかどうかは、認証機関というのは別にあって、そこが確認しているということで、すなわち外部がやっているわけです。それに準じたようなものを、調査をする機関に対して、国際規格も既にあるわけだけでも、それは僕が言う監査業務や検証業務の一部を行う機関をつくるというものも当然あり得るわけです。

土屋構成員 資料の参考1の2枚目の表の、平成21年経済センサスのうちの、広報のところに民間を活用というのがありますけれども、具体的にどういうレベルで活用するということを考えられているのか。例えば、ポスターを作る、そのポスターのデザインを公募でやる、そういうレベルなのか。そもそもどういう広報をしたら効果が上がるかという、そういうレベルまで含めて民間を活用するという方がいいのではないかというふうに私は思うのですけれども。

事務局 経済センサスを担当しております、統計局の経済基本構造統計課です。先生の方のご質問について、われわれが今回民間に委託しようというのは、先生がおっしゃった後者の方、どういう広報をやるかという広報戦略、例えば、新聞広告を打つとか、どういう戦略をやるかという、包括的な広報企画をお願いしているということでございます。

土屋構成員 そうしますと、必ずしも経済センサスだけではなくて、統計調査一般に関する広報はどのような形でやるのが効果的かと。経済センサスに限らず、何か包括的に委託するようなことも考えられてもいいのではないかと思います。

事務局 今後はそういうことはいろいろな場面で考えられるかもしれませんが、今回の経済センサスは初めての調査でございますので、経済センサスの広報ということでお願いしております。先生のコメントは、今後いろいろな場で活用させていただきたいと思っております。

吉澤座長 よろしいですか。それでは、一応議題の方はこれで終わりとして、次回の日程について、事務局の方から連絡がありますか。

杉山調査企画課長 第2回の懇談会なのですが、具体的な日時はまたあらためてご都

合を伺った上で連絡いたします。

吉澤座長 ほかに、よろしいでしょうか。なければ今日はこれで終わりたいと思います。いろいろ貴重なご意見を長時間にわたりましていただきましてありがとうございました。第1回の懇談会は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

午後4時00分 閉会